

定 款

平成 29 年 4 月 1 日施行

(平成 29 年 2 月 6 日：宮崎市承認)

社会福祉法人 玉扇会

変更後の条文

社会福祉法人 玉扇会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

軽費老人ホーム・コーポ住吉荘（A型）の設置経営

(2) 第2種社会福祉事業

「老人デイサービス事業（通所介護）」

住吉デイサービスセンターの設置経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人玉扇会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮崎県宮崎市大字塩路字江良ノ上2783番地32に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を要する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員の報酬は、無報酬とする。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議できる。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支決算書）及び財産の目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会に議長を置く。

(決議)

第13条 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決にかかわることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示した時は、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 6名

(2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 役員報酬は、無報酬とする。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置運営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第24条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解雇

(招集)

第25条 理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係者を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示したとき（監事が当該提案について異議を述べるときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- （1） 宮崎県宮崎市大字塩路字江良ノ上2783番地32所在の鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺2階建1部平屋建 軽費老人ホーム・コーポ住吉荘 延1,854.47平方メートル（鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 機械室 延44.75平方メートルを含む。）
 - （2） 宮崎県宮崎市大字塩路字江良ノ上2783番地32所在の軽費老人ホーム・コーポ住吉荘敷地 宅地 5,532.17平方メートル
 - （3） 宮崎県宮崎市大字塩路字江良ノ上2783番地43所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平屋建・鉄骨造ルーフィング葺平屋建 住吉デイサービスセンター延199.15平方メートル
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、宮崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宮崎市長の承認は必要としない。

- 2 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 3 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監査並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業等の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮崎市の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎市に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人玉扇会軽費老人ホーム・コーポ住吉荘の掲示場に掲示するとともに、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

2 この定款は、昭和55年5月22日から施行する。

理 事 長	大 岐 良 一
理 事	富 松 昇
〃	荒 川 克 明
〃	下 温 湯 靖 夫
〃	上 玉 利 ヒ ロ ミ
〃	大 塚 サ キ 子
〃	谷 口 キ ヨ
〃	間 世 田 博 彦
監 事	植 松 武 夫
〃	日 高 信 義

附 則

この改正は、昭和 6 3 年 7 月 1 2 日から施行する。
(知事の認可の日)

附 則
この改正は、平成 5 年 6 月 1 0 日から施行する。
(知事の認可の日)

附 則
この改正は、平成 6 年 6 月 2 8 日から施行する。
(知事の認可の日)

附 則
この改正は、平成 7 年 4 月 2 1 日から施行する。
(知事の認可の日)

附 則
この改正は、平成 9 年 5 月 1 4 日から施行する。
(知事の認可の日)

附 則
この改正は、平成 1 0 年 6 月 5 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 1 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 1 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この第 5 条（役員の定数）及び第 1 3 条（評議員会）の一部改正は、平成 1 8 年 6 月 3 日から施行する。

附 則
この第 3 条（経営の原則）及び第 9 条（理事会）、第 1 4 条（評議員会の権限）の一部改正は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この第 1 8 条（資産の区分）の一部変更は、平成 2 4 年 7 月 7 日から施行する。

附 則
この定款は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

改正（案）

社会福祉法人玉扇会定款施行細則

（趣旨）

第 1 条 この細則は、社会福祉法人玉扇会定款（以下「定款」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（理事長専決事項）

第 2 条 定款第 2 4 条第 1 項に規定する理事長が専決できる日常軽易な業務は、次に掲げるとおりとする。

（1）職員の人事、ただし、次に掲げる重要な人事を除く。

イ 施設長の任免

（2）債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものは除く。）

（3）設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

（4）建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

イ 施設整備の保守管理、物品の修理等で金額が 5 0 万円以下のもの

ロ 食料品・物品等の購入で金額が 8 0 万円以下のもの

ハ 緊急を要する物品の購入等で金額が 1 6 0 万円以下のもの

ニ 工事又は製造の請負で金額が 1 2 0 万円以下のもの

ホ その他の契約で契約金額が 5 0 万円以下のもの

（5）基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のために支出並びにこれらの処分で次に掲げるもの（法人運営に重大な影響があるものは除く。）

イ 取得金額が 5 0 万円以下の固定資産物品の取得

ロ 取得金額が 5 0 万円以下の構築物の取得

ハ 電話加入権の取得

ニ 支出金額が 5 0 万円以下の固定資産物品の改良等

ヘ 残存価格が取得金額の 1 0 % 以下となった固定資産物品で処分価格が 1 0 万円以下のものの処分

ト 残存価格が取得価格の 1 0 % 以下となった構築物で処分価格が 1 0 万円以下のものの処分

（6）損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品で次に掲げるものの売却又は廃棄（法人運営に重大な影響がある固定資産は除く。）

イ 売却価格（下取り価格を含む。）が 1 0 万円以下のもの

ロ 減価償却後の残存価格が 1 0 万円以下のもの

（7）1 0 0 万円以下の寄付金の受入に関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く。）

附 則

この社会福祉法人玉扇会定款施行細則は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この細則の第２条（理事長専決事項）第１号の一部改正は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この細則の第２条（理事長専決事項）第１項は社会福祉法の改正により、第９条を第２４条への一部改正は、平成２９年４月１日から施行する。